

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、当面以下のとおり対応します。

免許証の更新期間が

令和2年3月13日～令和2年4月30日までの方

なお、更新期間が令和2年5月1日以降の方への対応は現在未定です。
決定次第、香川県警察ホームページ及び香川県警察ツイッターでお知らせいたします。

更新期間内に、ご本人が更新手続き開始申請書（別紙1）及び運転免許証を下記申出受理場所の窓口
に持参し申請していただくことで、更新期間が3か月間延長されます。

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続きを受けていただく必要**があります。

免許証の更新期間が経過している方

運転免許証を更新できず、免許を失効させた場合は、一定の要件を満たすと学科・技能試験を受けることなく運転免許の再取得が可能です。

※免許証の有効期間が過ぎると自動車等の運転はできません。

申出受理場所：県運転免許センター、東かがわ更新センター、小豆更新センター、善通寺更新センター又は三豊警察署及び観音寺警察署（管内に住所がある方に限ります。）

申出受理曜日：月～金曜日（祝日を除く。）

申出受理時間：午前9時～正午、午後1時～4時

詳しくは、香川県警察運転免許センターへお問い合わせください。087-881-0645

更 新 手 続 開 始 申 請 書

年 月 日

香 川 県 公 安 委 員 会 殿

ふ り が な 氏	名	電話番号
生 年 月 日	大正・昭和・平成	年 月 日
免 許 証 有 効 期 間 の 末 日	年 月 日 ※ 今回措置の対象：有効期間末日が令和2年 3月 13日から 令和2年 4月 30日までの方	

備考 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。

免 許 証 の 写 し	
----------------------------	--

備考 裏面については、備考欄記入後のものを貼付等すること。

更新手続開始申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

ふりがな 氏名		電話番号 090-1234-5678
生年月日	大正 昭和・平成 年 月 日	
免許証有効期間の末日	年 月 日 〔※ 今回措置の対象：有効期間末日が令和2年 3月 13日から 令和2年 4月 30日までの方〕	

備考 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。

免許証の 写し	
------------	--

備考 裏面については、備考欄記入後のものを貼付等すること。